

III 自主防災組織 Q & A

1 組織づくりについて

Q 地域には消防団があるのに、なぜ自主防災組織を新たに設立する必要があるのですか？

A 消防団は、地域を火災や災害から守るため、欠くことのできない消防組織です。ただし、災害の規模が大きくなり、被害が同時多発する状況を想定すると、消防団だけの対応は難しく、避難誘導や避難所運営への参加など、どうしても地域住民のみなさんの助け合いが必要になります。

また、災害による被害を減らすためには、『自分と家族の命は自分で守る』という心構えの下で普段の家庭での防災活動（自助）が不可欠ですが、それを推進するために、「地域一体となった活動」は重要です。つまり、家具の固定や非常持出品の準備など防災対策を講じようという気持ちはあっても、一人ひとりではなかなか実行に移せないことがあります。地域で呼びかけや器材の準備などに取り組むことで対策が進むことが期待できます。

Q 自主防災組織は、市からのお仕着せの組織ではないですか？

A 自主防災組織は、まちの任意団体です。『私たちのまちは、私たちが守る。』という考えに立ち、自発的な活動を展開していただくこととなります。

Q 自主防災組織設立後に行政からのしぼりはあるのでしょうか？

A まちの任意団体ですので、しぼりはありません。市自主防災組織連絡協議会総会や各種リーダー研修会、市総合防災訓練へのご案内をさせていただきます。

Q これ以上町内会・自治会の仕事が増えても、高齢化や担い手不足が進み、自主防災組織としての活動が出来ません。

A 高齢化や担い手不足は、山形市内の各町内会・自治会で共通する課題といえますが、災害時には地域での助け合いが必要不可欠です。地域住民の安心安全を守るため、主な活動を避難誘導に絞り込むなど、可能な範囲の活動、極力負担のかからない体制づくりをご検討いただき、是非、組織化をお願いいたします。

Q 小規模の町内会では運営が大変です。自主防災組織として望ましい規模はどれくらいでしょうか？

A 地域での防災活動は日常生活と一体性をもつことが有効であることから、その基盤となる町内会・自治会組織単位での組織化が望ましいと考えられます。

小規模の町内会・自治会では、複数の町内会・自治会が合同で組織している場合もあります。この場合は、各町内会・自治会の連携を確保することが大切ですので、地域の状況にあわせてご検討ください。

Q 町内の半数がアパートで町内会に参加していません。また町内会は高齢化が進み仕事(活動)が増えることに消極的です。これからどのような形で自主防災組織を設立すればよいでしょうか？

A 組織づくりや自主防災組織の活動はできるところから始めていただいで大丈夫です。防災会設立後に、マンションやアパートの住民の参加を促す方法もあります。また、マンション単体で自主防災組織を設立することも可能です。

Q 曜日や時間帯により町内にいる人も違いますが、自主防災組織は機能するのですか？

A 発災時は、町内にいる方で可能な活動(避難誘導など)をお願いします。また、平日と休日の2ケースを想定した体制づくりを行っている自主防災組織もあります。

Q 町内会に防災部長がおりますが、自主防災組織ではどのような役割になりますか？

A 防災部長は専門部の部長など、会長とともに組織の中核としてリーダー的な役割を担っていただくことが期待されます。組織づくりは自由ですので、地域の事情にあわせ、知識や経験が豊富な人材を活かした組織づくりが有効です。

Q 自主防災組織の会計は町内会の会計と同じでもよいでしょうか？

A 同一会計でも結構です。町内会等からの収入や資源回収で得た収入を充当する事例もありますので、地域の事情に応じた資金調達を図り、活動の充実をご検討ください。

Q 山形市自主防災組織連絡協議会の年会費はありますか？

A 年会費はありません。事務局は防災対策課に置き、総会や市防災訓練、リーダー研修などの案内をさせていただいております。

Q 各町内会で自主防災組織を設立したあと、地区全体で連合会を組織してもよいのですか？

A 山形市内でも、地区内の複数の自主防災組織が自主的に連合会を組織している事例があり、市もこれを推奨しております。まずは、町内会・自治会単位で自主防災組織を設立し、その後、地区内で自主防災組織相互の連携強化をお願いいたします。

Q 自主防災組織の活動への保険(死亡やケガをした場合の対応)はありませんか？

A 自主防災組織ごとに保険の加入をお願いしたいと思います。社会福祉協議会のボランティア活動保険であれば1人あたり年間300円程度で加入できます。

2 補助制度について

Q 資器材(共助備蓄物資)に係る補助制度は継続的にありますか？

A 原則一回です。ただし、平成23年度以前に補助金を受給された自主防災組織は、30万円から当初の補助金を差し引いた金額を上限に、「避難誘導」と「地区避難所運営」に係る資器材(共助備蓄物資)の購入について再度の補助を行います。

Q 避難所と補助の対象となる共助備蓄物資に関係はありますか？

A 市避難所に避難する場合は、避難誘導または避難場所に必要となる物資の購入が補助の対象となり、地区避難所に避難する場合は、避難誘導または避難場所に必要となる物資と地区避難所運営に必要となる物資の購入が対象となります。

Q 共助備蓄(発電機など)の維持管理費の補助はないのですか？

A 維持管理に係る補助はありません。

Q 補助申請前に購入した資器材は補助の対象になりますか？

A 既に購入した資器材は補助の対象になりません。
事前協議をして購入したものが対象となりますのでご注意ください。

Q 車椅子は共助備蓄の補助の対象になりますか？

A 地区避難所運営や避難誘導で必要となる物資として対象になります。

Q 非常食の備蓄を検討していますが、賞味期限があるため定期的な更新が必要となります。更新に対する補助制度はありませんか？

A 非常食の更新に係る補助制度は設けておりません。食料の備蓄は、各家庭における自助備蓄が基本となることから、自主防災組織の活動において自助備蓄の啓発を図られますようお願いいたします。

3 資器材（共助備蓄物資）の保管について

Q 資器材(共助備蓄物資)の保管場所はどうすればよいでしょうか？

A 防災倉庫を町内の公園や集会所の敷地に置いている自主防災組織もありますが、場所がない自主防災組織は、役員宅に手分けして保管しているところもあります。

Q 発電機などに使うガソリンの保管は消防法に抵触しないのですか？

A ガソリンの保管は市条例で、1件あたり、40リットルまでは許可なしで所持が可能です。もし、40リットルで不足の場合は、役員で分けて保管をお願いします。

4 地区避難所について

Q 地区避難所とは、こういった場所ですか？また、民間施設など数カ所を指定しても構わないのでしょうか？

A 地区避難所は、地区内の集会所や地区が施設管理者から予め了承を得た施設（周辺の民間施設等）です。

また、箇所数については、実際の災害時を想定し、地区の状況に応じて決めていただいで結構です。

Q 耐震性に不安があったり、土砂災害警戒区域内であったり、地区避難所を利用できないケースもあります。その場合どうするのですか？

A 地区避難所がない場合は、市避難所に避難してください。

Q 避難場所がないので空き地を市で買取することはできませんか？

A 地区避難場所などが無い場合は、市避難場所に避難をお願いします。

5 市避難所について

**Q 防災支部と市避難所の関わりについて教えてください。
また防災支部の運営は市職員が行うのでしょうか？**

A 各地区の防災支部が、その地区内の市避難所や地区避難所からの情報を収集し、災害対策本部への報告や、地区内の応急対策の検討と実施を行います。
防災支部の運営は、市職員が3名と地区の役員（町内会連合会長や地区振興会長、公民館長やコミュニティセンター所長、消防団分団長、女性防火クラブ会長）で行います。

Q 町内会が二つの小学校にまたがっています。どちらの市避難所に避難しても構いませんか？

A 身近な場所に避難してもらって構いませんが、自主防災組織で事前に避難所を決めてください。ただし、隣組単位では同じ避難所が理想です。

Q 市避難所に避難しても開錠されてない場合はどうすればよいのですか？

A 平成23年度の山形市地域防災計画の見直しにより、市避難所に指名職員（市職員）を配置し、災害時はその指名職員が開錠します。

Q 山形市による市避難所の周知は行っているのでしょうか？

A 各戸に避難場所地図を配布しております。また、山形市ホームページに掲載しているほか、平成24年10月にオープンした市民防災センターにも大きく掲示しております。
自主防災組織の活動の中でも、避難所の検討や住民への周知をお願いいたします。

Q 県立高校の市避難所について、もっと開設をスムーズにできませんか？

A 平成23年度の山形市地域防災計画の見直しにより、県立高校（東、西、南、北、中央、工業）にも指名職員を配置し開設することとしました。避難された自主防災組織の皆さんと連携し、円滑な市避難所運営を図ります。

6 その他

Q 自主防災組織を立ち上げないとリーダー研修会への参加はできないのですか？

A 自主防災組織を対象としています。

なお、防災関係の研修などを受けたい場合は、市の出前講座をご利用ください。

Q ハザードマップは全戸配布したのですか？

A 平成16年度にハザードマップと避難地図を全戸配布しました。現在も、持っていない方や転入者にもお配りしています。

今後、配布を希望される場合は、河川道路整備課もしくは防災対策課へお問い合わせください。なお、山形市ホームページでも情報を掲載しておりますのでご活用ください。